

手島正毅教授著「日本国家独占資本主義論」

豊崎稔

一 はじめに

立命館大学経済学会は私に手島教授の『日本国家独占資本主義論』を論評する文を書けということだった。勉強のつもりで簡単に引受けたが、教授のこの著書は菊版三九二頁、一頁の字数九一八字で先づ量的に大変な書物であり、目次を見ると序章に始まり實質十五章のなかに国家独占資本主義の一般的理論的研究を序章から第五章まで論じ、第六章から日本を中心とする国家独占資本主義を具体的歴史的に分析している。そして後半でも、一般的理論的研究で取扱はれなかった。しかも国家独占資本主義論で重要な理論的問題が随所に検討されているのである。質的に又大変な書物である。

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』（豊崎）

そのために、一度は簡単に引受けたが、読みだすと質量的に私にとって容易な仕事でないことがわかった。然し「承諾の責任」は果さねばならない。そこで私は「私なりの責任」を果たす覚悟を頭のなかで定めて論評を書くことにした。

「私なり」というのは第一にこの著の後半の著者のいう歴史的具体的研究に就ては必要な限り論評することと定めるということである。これはこの著の論評として著者に失礼な態度であるかも知れない。何故なら著書の題目が『日本国家独占資本主義論』であるからである。然し私は手島教授が立命館大学に兼任する前から日本国家独占資本主義に就て綿密な分析をしていたのを活字で見ている、個別の項目では十分に納得していたのであり、又今の私の体力ではこれ迄一々論評する

余裕がないからである。勿論先にも断つた如く全然論評しない訳ではない。私の「必要とする限り」論評するつもりである。

この著書を章を追うて著者の見解を精細に評価するのが、論評の普通の方式であると思うのであるが、「私なり」の第二は、国家独占資本主義の社会科学的分析上問題になると私が考えている点を挙げてその点に就ての著者の見解をたづねるといふ方式をとりたいと思うのである。私は何時でも「他人の著書を読む時は自分の立場を忘れ、著者の立場で読め」と薦め、又私自身も実行しているが、論評は学問研究の進歩の道程であり、私の研究の前進に役立てねばならないから、そしてこの著書は公刊誌に既に紹介済みであるから、敢て私は右に述べたような方式で論評して見たいのである。従って私の論評を読む読者は先づ手島教授の『日本国家独占資本主義論』を購入し、私が薦めた方式で先ず読了して貰いたいのである。私の論評で手島教授の『日本国家独占資本主義論』の内容をわかろうというような非学問的心がけは棄てて貰いたいのである。

二 国家独占資本主義論の方法論

私の最初に論評したい問題は国家独占資本主義論とは経済学上どんな地位を持つているかということである。もっと明確にそして積極的にいえば、国家独占資本主義そのものが現在の経済学の対象そのものであると考えるべきではないかという問題である。換言すると国家独占資本主義論こそが現代の「政治経済学」であるということである。こんな問題は問題にならないと思うかも知れない。然し独占などという現象は不純な現象だと考えている経済学者がいるのである。そのような経済学者は国家独占資本主義からその必然的法則を析出することなど出来ないと考えているかも知れないのである。又そうでない経済学者のなかにも国家独占資本主義論は現代の「政治経済学」のなかに包含されるが、その総てではないと考える人があるかも知れない。この考え方の学者は方法的には『資本論』の産業資本主義的生産様式の下で析出した命題そのものを積みあげ積み重ねるだけで国家独占資本主義の特殊の必然的法則を作りあげるのである。今少し具体的にいえば『資本論』の命題はそのままにして、マルクスの経済学

批判の体系の所謂計画の最後の章に国家独占資本主義論を付加するのである。

勿論後の考え方は前の考え方のように独占、国家独占を本質的に異なっている。然し国家独占資本主義論即現代の『政治経済学』という考え方も違っている。その差異はどこにあるかという『資本論』の命題を積重ねる方法では本当の意味の国家独占資本主義の必然的法則を演繹することが出来ないという点である。その実例は嘗って私が指摘した(拙稿

『戦後産業循環と恐慌』「現代資本主義講座」第一巻所載、拙著『現代資本主義論』第三章第二節参照)ところである。そしてこの問題は昨秋から日ソの国家独占資本主義論の専門学者の間で討論されつつあるところである。そして私が国家独占資本主義論即現代の政治経済学という訳は、経験的社会科学としての政治経済学の研究方法は国家独占資本主義(この概念に就ても後に論評するが)たる現代の社会的生産様式の政治経済現象を出発点としてそれを生成発展消滅せしめる原理的なる關係に迄下向分析し、しかる後に下向分析過程で一応捨象したものを上向綜合する方法でなければならぬからである。そ

してこの方法こそがマルクスが経済学の方法として使用したものである。

私は第一の問題点に就て紙面を使い過ぎたかも知れない。然しこの問題点は国家独占資本主義論の性格は勿論内容論理まで決定するのであるから重要である。さてこの点について手島教授の『日本国家独占資本主義論』はどうであるか。先きにも触れた如くこの著の前半は国家独占資本主義の一般的理論的研究であり(2頁)、後半はその具体的適用である(3頁)。ここで論及すべき問題はこの著の前半の方法論である。教授は一般的理論的研究の当面の課題として第一に私的独占が国家独占に成長転化する法則的必然性の論証、第二にこのようにして形成された国家独占機構の内的連関の解明、第三に戦後資本主義の経済的発展の不均等性の解明をあげている(3頁)。そしてこの第一の課題の解答として著者は従来の諸学説を検討した(第1章)後、「私的独占が国家独占に移行するにあたって作用するライト・モティーフは独占利潤の法則であり、したがってまたその中心法則は利潤率傾向的低落の法則である」(16頁)とし、その法則的作用を阻害するものとして、全般危機を媒介とする国家独占体制

の成立を説明する。それらの説明に第一章から第四章迄費している。

著者の国家独占資本主義への移行の必然性に就ての論証内容に対しては、著者の引用(84頁)によれば、海道氏の(1)論証方法が「二元論的である、(2)利潤率低下法則は資本主義の一般的法則の一つであって、国独占の必然性の論証にはならない、(3)国独占の必然性は、それなくしては資本主義的拡張再生産が不可能であるという、国家的経済活動の質的特殊性の解明でなければならない」という様な批評があるが、しばらくこの問題はおいておき、私自身は著者の論証内容から私が第一の問題点とした点に就て吟味する必要がある。手島教授は国家独占資本主義の運動の法則を究明しようというのであるから、教授の方法論的立場は国家独占主義論を段階論的なものと考えている訳ではないし、このことはこの著書の後半の教授のいう一般理論の日本への具体的適用のところでも時に所謂段階論的分析に終っている点がなくはないが、日本国家独占資本主義の運動の方向を析出しているところから承出来る。

然し問題は国家独占資本主義論を、『資本論』『帝国主義

論』の命題を積重ねる方式の分析方法をとるか、そうでなくて私が提唱するような方法をとっているかである。その詮索は容易ではない。何故なら分析の方法とその結果の記述の方式とは同一でないからである。尤も私の提唱する方法をとれば記述の場合にも国家独占資本主義の生産様式の規定から始め、それに続いてその必然性を分析する順序をとるのが適当であるが、必ずしもそうでなければならぬ理由はない。手島教授は第一章で国家独占資本主義論に就ての論争をとりあげて、国家独占資本主義の生産様式をどう理解するかに就て分析して、従来の理論が生産関係について混乱しており、「国家の経済的土台への反作用によって、競争と生産の無政府性の法則の作用を一時的に制限するという、連鎖の環について」何等論証していないと結論する(9頁)。そして国家独占資本主義の本質規定にあたって著者は「国家独占がそのものとして、いかに私的独占から必然的に発生するかという法則性の解明」をする。著者によれば、この解明は従来国家独占資本主義論者が「自明の問題」(11頁)として不問に付したところであるが、私の推測するところでは、この解明を通じて著者は「国家による競争と生産の無政府性の法則の作用制

限」の必然性、従って国家独占資本主義の必然性が論証し得ると考えているようである。

手島教授は右のような見地から、先きに一寸触れたが、利潤率傾向的低落の法則を吟味し、その法則の阻止要因としての私的独占の形成を考え、(第二章) 続いて独占資本主義における価格形成法則を論じ、「他の生産部面の平均利潤から分配替えられた」「平均利潤の超過分であり、さらに同一生産諸面における平均利潤からの超過分として独占利潤」を理解する。そして著者は「独占利潤の法則と平均利潤の法則は同一生産部門でも異種生産部門間においても併存し、独占商品にあつては、平均利潤は、独占価格によつてたゞ、否定をうけてポテンシャルなものになり、生産価格で独占によつて修正をうけて顕在化する」(67頁)としている。しかも教授によればこの独占利潤にも利潤率傾向的低落の法則が存続する。何故なら一方資本の有機的構成の高度化、他方「社会的総資本・総商品生産に占める非独占諸要素の比重の低下、すなわち独占的利潤の源泉としての平均利潤の総額の相対的減少、労働者階級による社会的抵抗の強化がおこる」からと教授は説明する。(72頁)そして、この「利潤率低下の阻止要因」とし

手島正教教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)

ての、高い独占利潤を独占体に保証するためには、「もはや私的独占の手におえなくなった、社会的総資本の蓄積と拡大再生産の、管理統制を国家の干渉によつて維持しなければならなくなる」(76頁)というのが私的独占資本主義の国家独占資本主義への移行の必然性の論理である。

ところでここでの問題はここでやや詳細に引用した教授の論証の内容ではなく、論証の方法である。(勿論この方法が内容を規定するのである、それはしばらく措く。)結論からいうと手島教授の国家独占資本主義論の定立の仕方は『資本論』に『帝國主義論』を積重ねてゆく方法をとっているように私には考えられる。その証拠は今迄に引用したところからいへば教授の独占利潤論にもっともよくあらわれているように思われるのである。即ち手島教授の論証方法を見ると国家と融着している巨大企業の利潤を説明する際「国家独占が独占的超過利潤のかくどくに直接、むきだしのかたちで寄与するのは価格差補給金と助成金の給付である。資本集積の面では云々」(78頁)と説明しているが、問題は単なる説明・記述の順序でなく、分析も前記企業の利潤、資本の運動過程を逆に現実的なるものから原理的なるものへ下向分析していないこと

を示すのである。何故なら私の方法をとっていけば、若し国家と融着せる巨大企業が国家より助成金を独占資本の流通行程で獲得すれば、それを生産資本化し剰余価値をより多く創出するというようにして、結局より多くの独占利潤かくとくになると説明せねばならない。著者のこのところの説明（国家独占が独占的超過利潤かくとくに直接むきだしのかたちで寄与する云々）が私には明確に理解し得ないから、右の判断は私が間違っているかもしれない。然し手島教授が、国家の経済への干渉、その限界性を説明するにあたって、「国家独占が社会的総資本の再生産と流通の総過程に、一定の限度で調整的役割をはたしうるのは、国有企業、国家消費市場、国家資本の経済的範囲内であって」（81頁）と指摘する場合、私には手島教授が国家独占資本主義の総生産過程の分析を媒介とせずして、ただ積重ね方式的分析で立論しているとしたか考えられないのである。

勿論手島教授の国家独占資本主義論の方法論の形式は従来マルクス主義的方法論をとる経済学者の多くが採用してきた方法形式である。然しその方法では説明しきれない事実が生じたところに、例へば恐慌の分析を契機にラムゼイの国家独

占資本主義生産様式の再生産論の提立の主張や、バラン・スウィージーのレーニンの『帝国主義論』的生産様式を基底とする独占資本の再生産の理論（『独占資本』）の展開、ツィンヤンク等の国家独占資本主義における国家経済政策と再生産過程の理論的分析があらわれたのである。手島教授はこの著書でこうした方法論反省に関係ある学者の国家独占資本主義論に論及しているが、方法論的反省に就ては全然閑説していない、そこに私の考えるところでは根本な問題が残るのである。

四 国家独占資本主義論の内容

手島教授は、先きにも引用したが、多くの国家独占資本主義論者の所説を検討して、それには国家独占資本主義を自明のものとして前提していると論じ、この著書の前半の一般論的理論的研究の分野を国家独占資本主義の生成の必然性の論証にあてている。そこで先づとりあげたい点は教授の立論の仕方が二元論的な解釈を産むことである。その尖鋭なる表言は教授が「国家独占はまた、頑強な必然性をもって貫徹する、この中心法則（『利潤率傾向的低落の法則—筆者註）にたい

する独占資本の最後の、かつ望みなき抵抗である。これこそが、その歴史的過程とは区別された、資本主義発展の自然史的過程なのである」(72頁)と述べている点である。このような発言は諸所に見られるが、この歴史的過程が著者においては資本主義の矛盾の発展の必然的産物とされながら、著者のいう自然史過程の対立物とされるのである。教授の言葉を使へば「法則作用の阻害要因」であり、又「矛盾の調整物」(諸所)である。極端な表言を使へば自然史的過程で他の原因から生ずるものと解釈せられることになるのである。このような理解は私的独占や国家独占(ここで著者が国家独占を国有企業の意味に使ったり、国家独占資本主義の意味に使ったりする混雑があることを指摘しておきたい。)が、それぞれの資本主義における資本の利潤増殖のためのものであるとともにそれ故に矛盾の激発物であることが、逆に矛盾の調整物と矛盾の激発物であると主張することになり、国家独占の均衡調整を強調することになる。尤も著者は「国家独占の私的独占にたいする……補強が、けっきよくゆきつく、帰結は……たんに利潤率低下を緩和するに過ぎないこと」(84頁)を理解しているのであるが、近代経済学者的均衡論の考え方がひ

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)

そむような発言があるのである。手島教授は教授の国家独占資本主義論が以上のように理解されることを心外とするであらう。私的独占も国家独占も利潤の傾向的低落の法則の必然的産物であるというのが、一元論であることを証明していると考えておられるかもわからない。然し、そうであれば私的独占・国家独占が歴史的過程で低落の法則が自然史的過程であるというのとはどういう意味であらうか。手島教授が一方を歴史的過程、他方を自然史的過程と峻別するのは、教授の論理の組立方が資本論の命題を絶対視しその理論の上に私的独占・国家独占を上積する形式論理に終始している結果としか考えられない。又手島教授が国家独占の生成の必然性を論証する場合特に私の気になる点は資本の運動法則を基点として考えられているのかどうかの点である。なる程資本が剰余価値上昇の絶対原則にもとづいて有機的構成を高めることは記述してある。それに基いて諸資本の競争を媒介として利潤率の傾向的低落法則が作用する訳であるが、その作用の措置要因として私的独占・国家独占を手島教授は考えるようであるが、それが本質的には資本の剰余価値率引上げの運動過程であることは教授自身十分理解している筈である。にも拘はら

ず利潤率の傾向的低落法則を自然的過程とし、私的独占を歴史的過程等と区別するのは、教授の分析が弁証法の論理に徹していない点であるのではないかと疑問を私はいだくのである。

この点は教授が独占価格、独占利潤を分析する場所を読む時特に感ずるのである。なる程第三章は極めて理論的に整頓されている。然し私の考え方からすれば、少数の独占資本が競争する生産様式しかも教授の所謂国家独占を融着支配する独占資本間の競争で成立する市場価格を前提して分析して貰いたかったのである。勿論この私の考え方は、バラン・スウィーギーがその『独占資本』の第三章で提示しているような余剰理論の展開の仕方の意味する訳ではない。『独占資本』の著者達は価値論的分析をしていない。又意識して資本の直接生産行程を分析していない。そのために余剰が社会的に如何なる意味（剰余価値）をもつかは勿論、国家独占資本主義のインフレーションも理解し得ないことになっている。その点で手島教授の分析は価値論を基礎に置いている。

然し本稿第二節で述べた手島教授の分析技術様式からして、教授は完全競争における価値・価格形成機構を基礎に

し、独占の成立による不完全競争条件によって修正加補するという順序をとっている。私が問題にしたいのは独占資本主義、更に進んで国家独占資本主義における価値価格を規定する競争条件を教授のどのような方式で説明し得るかという点である。別の言葉でいえば独占・国独占の生産様式における競争条件を如何ように理解しているかということである。手島教授の考え方を見究めるには第三章を読むだけでは不十分のようである。それを追求することは暫く措いて、第三章乃至第四章迄の論証の運び方から私の理解し得る処では、独占・国独占のそれぞれの生産様式における競争機構に就て必ずしも精密な分析をしているようには考えられない。レーニンの『帝国主義論』にある「独占の支配する生産様式でも競争がある」という命題の引用に就ても、その競争を完全自由競争と同視し、それがやがて教授においては「独占利潤の法則と平均利潤の法則の併存」（60頁）というような考え方につながるようである。又私は未見で高須賀氏の独占価格論についてはっきりしたことはいえないが、手島教授が引用する限りにおいて教授が高須賀氏に提示する（60頁）疑問の多くは、手島教授が独占価格独占利潤の成立を完全競争の措害条件と

して独占を措定する考え方から起るように思はれる。換言すれば独占資本主義の生産様式が完全に発展した競争機構を想定して独占価格、独占利潤を説明する方法をとらないところから起るのである。尤も教授は「独占段階においても新旧ウクライドは、それぞれ固有の経済法則をもって併存しているのである」(68頁)ともいっているが、この考え方に教授の見解の特質が表現されているのである。然し私の考え方からすれば、独占資本主義でも非独占資本は存在するだろう。仮にそうだとすると独占資本は非独占資本を支配しているのであるから、非独占資本に平均利潤の法則がその純粹な形で用いているとは考えられないのである。

手島教授は独占利潤に利潤率傾向的低下の法則が作用することを証明するため、「一方では資本の集積集中による有機的構成の飛躍の高度化が行はれるのたいして、他方では可変資本の構成比の不断の低下にともなう剰余価値量の相対的低下、および社会的総資本の総商品生産にしめる非独占諸要素の比重の不断の低下、すなわち、独占的超過利潤(利潤率低下の阻止要因)の源泉としての平均利潤総額の相対的減少、労働者階級による社会的抵抗の強化がおこる。これらのこと

は、総じて長期変動のなかで、不可避的に独占利潤率の低下をもたらす。利潤率傾向的低落の法則は、独占段階においても止揚されないで存続する」(72頁)といっているが、その場合非独占資本が極端に少なくなる場合、独占的超過利潤は零になる訳であるが、その場合独占利潤は如何になるのであるか。

かような疑問のおこらないように手島教授は第三章第三節で「小商品生産は一方では解体の方向へみちびかれると同時に、他方では現実に拡大再生産される」(60頁)といっているのかも知れない。拡大再生産されるのなら、独占的超過利潤の源泉は低下しないことになる。その問題よりも私がここで問題にしたいのは独占利潤に利潤率低下の法則が「総じて長期変動のなかで」あらわれるとの表現である。私にはこの長期的変動にあらわれるという考え方が問題になるのである。

スウィージーの剰余概念が手島教授の独占利潤概念と実際において一致するか否かは疑問だが、スウィージーは『独占資本』で剰余増大の傾向を論じている。これは直接手島教授への反論にはならないが、教授自身も技術革新による剰余価値生産の増大に触れている(179頁)。絶対的剰余価値率は別と

して、相対的剰余価値率の上昇を認める(180頁)立場から見ても、低落傾向法則が長期変動に具象し得ると考えるべきであろうか。手島教授は非独占資本の利潤から収取する独占資本の超過利潤を独占利潤と考えているが、その分にも利潤率傾向低落法則が長期変動に具体化すると考えているのであろうか。非独占資本の利潤率の低落と独占資本の非独占資本の利潤からの収取率とは必ずしも密接な関係はないからである。ここで教授の独占利潤の概念の正否が問題になるのだが、ここでの問題は傾向的低落法則が長期変動に具象化するという点である。

卒直に私の見解をいえば長期変動にも具象化しないところに傾向の法則的作用があるのではないか。具象化を教授は強調する訳ではないのであるが、そういう言表は国独資が経済的に機械的に行詰るという考え方が教授の頭脳の奥底にひそむのではないかの誤解を産むのである。

五 統国家独占資本主義論の内容

ここらでもう少し手島教授の国家独占資本主義論を内容的に検討してみよう。教授によれば「独占利潤率……傾向的

低落の法則にしたがはざるを得ない。「利潤率低下の阻止要因として」「私的独占がそのために形成される、「しかし、私的独占には一定の限界がある」。第一に、資本の集積は、私的独占のせまい蓄積源泉に制約されている。資本の集中は資本参加の限度と証券市場での利子率に制限される。また低利潤率企業を、みずからの負担で維持しなければならぬ。第二に、独占資本は、第一の前提に制約された、商品生産と流通のわく内でのみ、独占的超過利潤を実現しうるに過ぎない。さらに私的独占間のカルテル・シンジケートは競争と生産の無政府性の法則に支配されて、きわめて不安定である。

第三に資本主義的クリーゼのなかで、もっとも多く発現する恐慌にたいして、私的独占は、社会的総資本の蓄積と拡大再生産の総過程に関与し、これを統制し、調整することができない(75頁)「そして、これらの諸制限を突破するために、国家独占は、資本と商品生産流通の諸部面を基礎としながらも、かつての私的独占間の局部的協定にかわって、社会的総資本の再生産と流通の総過程に関与し、そのなかで、独占体の集積集中をたすけ、さらにまた、商品生産と流通の総過程にたいする調整の機能をはたしながら、究極において、独占的

超過利潤のかくどくに寄与するところに、私的独占とはちがった特質がある」(77頁)のである。

手島教授のこの考え方に色々の誤解が生じることは先にも述べたところである。ここでは繰り返すつもりはない。然し一、二論及する必要がある。その第一は国家独占の成立を教授は私的独占の限界から説明するのであるが、その限界として第二の後半、第三で述べられていることは私的独占が成立する以前の産業資本主義段階にもあつたし、或は独占資本主義段階よりもより一層破壊的であつたという考え方もある。一層はかいたか否かは別として、何故産業資本主義が独占資本主義に移行する階梯で国家独占が成立しなかつたのであろうか。この階梯で国家機関は資本の要請により保護貿易政策や植民地市場の確保をしたのみであり、独占資本は総体として国家独占の成立を要請するところまで到っていないが、それは何故であるか。この点を理論的に解明せねば、手島教授の私的独占限界論は近代経済学者の複合経済成立論と同床になるであらう。

この点で手島教授は従来の戦後資本主義の一般的危機による国家独占資本主義の成立の説明を資本主義発展の内的法則

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』(豊崎)

から論証しようと試みたのであろうが、その為めには独占資本主義の生産様式の再生産行程を分析することが必要であつた。そこで独占利潤の傾向的低落法則が私的独占の競争によって再生産行程に如何に作用するかを解明することが出来た筈である。手島教授が引用する海道氏の手島批判の一つはこのことを主張するのかも知れない。然しそれだけで問題は片付かない。海道氏のように「独占資本主義において拡大再生産が不可能である」とは私は考えないが、右の点を解明しても、私的独占資本が国家機関を融着支配するにいたるかの説明は出来ない。ここで総資本と国家機関との関係が産業資本の段階から独占資本の段階へ、その段階の発展過程で如何に変容するかを見究める必要がある。換言すればエンゲルスの所謂総資本(それは総産業資本である)が手島教授の総独占資本になる時何故に国家機関が私的独占体の総生産行程に直接介入し得るように独占資本が支配し得るのか。総産業資本と総独占資本との構造上の差異を検討する必要がある。平均的資本力を持つ多数の産業資本は性格上利潤源泉を直接生産行程に求めるのに対し、巨大資本力を持つ少数の独占資本は直接生産行程のみならず、流通行程でも利潤を吸収する。従

って総産業資本の国家機関を支配する方式に較べて、総独占資本の国家機関を支配する方式は総独占資本が少数であり、その性格から直接的になり得るのである。これは国独資更には国独資の生産様式を明確にすれば自ら明瞭なことである。

もう一つの問題は手島教授の国家独占なる概念である。国家独占なる言葉が時に国家独占資本主義と同義に使はれていることは先きに指摘した。ここでの問題は手島教授が国家独占というとき、国家独占資本主義における独占資本そのものでなく、国家独占という独占資本とは別な独立主体としたものが存在するような錯覚に私はおちいるのである。即ち教授が国家独占が社会的資総本の再生産と流通の総過程に一定の限度で調整的役割をはたしうるのは国有企業、国家消費市場、国家資本市場の経済的範囲内であって……」（80頁）という場合がそれである。又国家独占の役割が「独占体の独占利潤のかくどくに規制される」といっているが、その限りにおいては教授のいう国家独占は国家機関を支配する独占資本ではない。勿論私も教授と同じく国家機関の相対的独自性を認めるものである。然し国家独占資本主義の本質機構を分析する場合問題になるのは国家機関を支配融着する独占資本の連

動法則であり、独占資本に支配される国家機関の相対的独自性を持つ作用である。手島教授は国家独占の作用は独占資本に規制されるといっているが、屢々又国家独占の基体は国家所有企業であるという発言を使って、この書を読むもの到手島教授の見解が二元論的であるとの批評をおこすのである。

従来国家独占資本主義論の研究者のなかには、国家を経済の上部構造として理解するものが、国家機関を独占資本の利潤増殖のための総資本的機関としながら、国家機関が相対的独自性を持つことを看過する場合が多いのである。手島教授はこの相対的独自性に注意しているが、そのために国家機関が独占資本によって支配融着されている構造の分析がなされず、ただ従来の抽象的な上部構造論を前提し国家機関の持つ国有企業等々を国家機関の作用の基体とするような説明に終始するのである。勿論手島教授は国家機関の「作用の限界」（80頁）を述べて、例へば「国家市場は私的独占体の目的にしたがって、一定の限度で、生産の調整と需要の創出、および連鎖反応の局部的中斷、したがって古典的循環形態の変形に関与することができる。しかしそれはまた新たな恐慌発生のための矛盾を未解決のまま集積する」（82頁）としており、

又「国家独占の私的独占にたいするこれらの補強（筆者註、手島教授は82頁でたとえば、商品市場を迂回する国民所得の経済外的吸収、貨幣資本の市場利子率の抑制、国家消費市場の形成、独占価格の形態変化（公定価格体系、低い国家独占価格）等々」挙をげている）が、け、つ、き、よ、く、の、と、こ、ろ、ゆ、き、つ、く、帰、結、は、つ、ぎ、の、こ、と、き、も、の、で、あ、る。す、な、わ、ち、国家独占は、国家所有、国家市場をつうじて、私的独占においてすではらんでいた独占利潤率低下の阻止要因と促進要因との二者対抗性を、より高い次元へ最後の次元で、拡大再生産するにすぎない……」（84頁）として手島教授は国家独占の作用の限界、さらには国家独占が恐慌発生のための矛盾を未解決のまま集積する、独占利潤率低下の促進要因にもなることを主張している。然しそれらの理論的説明も余りなされていないし、先きにもふれたが、国家独占の作用限界の説明もその作用が私的独占の資本の運動を補強（従って剰余価値乃至価値率の上昇、その社会的総生産の拡大になる）する分析つまり国家独占資本の総過程の分析が欠けているために、種々の疑問が起る訳である。

六 しめくくり

手島正毅教授著『日本国家独占資本主義論』（豊崎）

手島教授の国家独占資本主義論についてはまだ独占利潤等いくつかの点について論評するつもりであった。然しそれは今迄以上の紙面を使うので次の機会に譲ることにしてこちらで終りたいと思う。私は勿論教授の具体的歴史的分析の部分は最初お断りした如くここでは論評しなかった。それは私が手島教授の方法論に興味をいだいたからでもある。そして私の論評は或は「舌足らず」で教授に礼を失したかも知れない。教授が『日本国家独占資本主義論』でマルクスが『資本論』で提示した「利潤率低落傾向の法則」が国家独占資本主義を必然化し、またそこで蔽として作用することを論証しようとする企ては、私もまたそれが内的法則的に論証しようとする点で正しい方向だと思っている。国家独占資本主義の必然性をただ独占資本主義の拡大再生産の困難（不可能ではない）だけで説明する試みでは不十分である。その点で教授の試みは国家独占資本主義論として高く評価すべきであると私は思っている。

ただ本論の(二)で私が問題としたように手島教授のような分析様式では或は二元論的な論理として誤解される恐れが生じたり、又国家独占の作用が單純に国家独占資本主義の矛盾の

調整要因としてのみ理解されるような表現形式をとるようになるのである。実際後半の具体的歴史的分析のなかにもマルクスの『資本論』の命題が至るところに引用され、『確認された』と断言する箇所がある。こういうことはマルクス経済学の方法論をとる経済学者が屢々利用する仕方であるが、一般に国家独占資本主義社会にマルクスの命題が純粹な型であらわれる筈はない。産業資本主義と国家独占資本主義とは同一の生産関係に立脚していても異った生産様式の経済社会であるからである。又況んや日本経済という特殊領域に純粹にあらわれる筈がないのである。何等かの変様をうけてあらわれるのである。このことは手島教授は日本資本主義分析で卓越した能力をもつ学者として十分な理解を持っていられる筈であるが、右に指摘した表言に出くわすと誤解するものは理論を手引きにして現実分析したのでなく、考え方に適合する資料を集めたと判断する恐も生ずるのである。

ここでは独占資本主義における独占資本の利潤、更には国家独占資本主義における独占資本の利潤の源泉、それが国家独占資本主義の生産様式のもとで如何なる運動とするかについての私の見解を提示して手島教授の考え方と対置すること

が出来なかったし、又手島教授のような分析方式（理論内容ではない）がわが国のマルクス経済学者一般の方法であるから、私の論評は教授の理解にまで達しないかもわからない。今年にはマルクスの『資本論』第一巻が出版されて百年になる。私には百年だからどうだという感慨はない。然し研究室の書架にはデイツ版資本論がある。自宅にはアドラッキー版がある。そして時折書架から引出して読むのは『資本論』のなかのマルクス自身の書いた「序文」である。殊に第二版の序文である。かつて私は経済学研究者の精神に就て書いたことがあるが、研究方法についてはこの「序文」は私の心の灯火である。この論評でいっていることも、この「序文」の意味するところを国家独占資本主義社会に生きる私なりに解釈して論じているに過ぎない。勿論『資本論』の権威等借りようとする卑屈な考えはない。